

## 年金2（問題）

### 【 第I部 】

問題1. 次の（1）～（4）の各問に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕

（1）5点、（2）5点、（3）5点、（4）5点（計20点）

（1） 次の①～⑤の文章について、下線\_\_\_\_\_部分が正しい場合は○を記入し、誤っている場合は×を記入するとともに下線\_\_\_\_\_部分を正しい内容に改めなさい。

- ① 「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」に記載されているリスク分担型企業年金の取り扱いとして適当なものは、次の項目のうちI、IIおよびIVである。
- I. 財政方式によらず、通常予測給付現価の算定対象に将来加入者を含むことを基本とする。
  - II. 非継続基準は結果的に1.00となるが、最低積立基準額は計算する必要がある。
  - III. 積立上限額の計算を要しない。
  - IV. 承継事業所償却積立金は設定できない。
- ② 「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」では、給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合にあっては、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を、当該指標に係る実績及び将来の見通しに基づいて事業主等が主体的に決定することと規定されている。
- ③ 数理計算上の差異の費用処理年数の決定方法を、合理的な理由により発生年度に全額費用処理する方法から、平均残存勤務期間とする方法に変更した場合、会計上の見積りの変更となる。
- ④ 「IAS19に関する数理実務基準」において、数理上の仮定として「22. 将来の給付額」に規定されている、将来の給付額に与える影響に重要性がある可能性が高いと考えられる要因として例示されているものは、次の項目のうちIII、IVおよびVである。
- I. 年功、又は、昇格による給与の上昇
  - II. 社債、又は、政府債の利回り
  - III. 実際の資産、又は、名目の資産の投資リターン
  - IV. インフレーションの将来見通し
  - V. 他者が提供する給付の控除の変化

- ⑤ IAS19において、制度資産に係る利息収益は、制度資産に係る収益の内訳であり、制度資産の公正価値に割引率を乗じて算定される。制度資産に係る利息収益と制度資産に係る収益との差額は、数理計算上の差異に含まれる。

- (2) 「確定給付企業年金法」の目的に関する記述について、以下の□A～□Eの空欄を埋めなさい。

(目的)

第一条 この法律は、□Aの進展、□Bの変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る□Cを支援し、もって□Dと相まって国民の生活の安定と□Eに寄与することを目的とする。

- (3) 「退職給付に関する会計基準」の実務対応報告「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取り扱い」における記述について、□A～□Eの空欄を埋めなさい。

3. リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、規約に定められた標準掛金相当額（給付に要する費用に充てるため、事業主が将来にわたって平準的に拠出する掛金に相当する額。以下同じ。）、特別掛金相当額（年金財政計算における過去勤務債務の額に基づき計算される掛金に相当する額。以下同じ。）及びリスク対応掛金相当額（財政悪化リスク相当額に対応するために拠出する掛金に相当する額。以下同じ。）の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付会計基準第4項に定める□Aに分類する。

(中略)

9. 退職給付会計基準第5項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、□Bに該当する。

10. この場合、次の会計処理を行う。

(1) リスク分担型企業年金への移行の時点で、移行した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額に係るリスク分担型企業年金に移行した資産の額との差額を、損益として認識する。移行した部分に係る退職給付債務は、移行前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、移行後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する。

- (2) 移行した部分に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、損益として認識する。移行した部分に係る金額は、移行した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定する。
- (3) 上記(1)及び(2)で認識される損益の算定において、リスク分担型企业年金への移行の時点で規約に定める各期の掛金に  が含まれる場合、当該  の総額を  として計上する。
- (4) 上記(1)から(3)で認識される損益は、原則として、 に純額で表示する。

(4) 次は公的年金におけるマクロ経済スライドに関する記述である。

～の組み合わせについては選択肢(ア)～(カ)の中から、～の空欄にあてはまる適切な数値または語句については選択肢(キ)～(ツ)の中からそれぞれ選び記号で答えなさい。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。

所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われなければ原則として。一方、マクロ経済スライドが発動されると、。

しかしながら、デフレ経済が長引いたことにより特例水準が解消しなかったため、2004年改正で導入されたマクロ経済スライドが発動し給付水準の調整が行われたのは年度の0.9%の調整が初めてである。

なお、2004年導入時からマクロ経済スライドが発動されなかった間に所得代替率は若干した。この所得代替率のは、主にで起こっている。

2016(平成28)年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金保険法等の一部の法律の改正により、年金額の改訂ルールの見直しが行われた。マクロ経済スライドについては、年金のが前年度を下回らない措置を継続しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する仕組みが導入され、マクロ経済スライドの強化が図られた。

あわせて賃金変動が物価変動を下回る場合には変動にあわせて年金額を改定することとし、年金財政の支え手である現役世代の負担能力に応じた年金給付とする仕組みが導入された。

【～の組み合わせの選択肢】

- |              |         |       |
|--------------|---------|-------|
| (ア) a: 変わらない | b: 上昇する | c: 低下 |
| (イ) a: 変わらない | b: 低下する | c: 上昇 |
| (ウ) a: 変わらない | b: 低下する | c: 低下 |
| (エ) a: 上昇する  | b: 上昇する | c: 低下 |
| (オ) a: 上昇する  | b: 低下する | c: 上昇 |
| (カ) a: 上昇する  | b: 低下する | c: 低下 |

【～の選択肢】

- |                |                |               |
|----------------|----------------|---------------|
| (キ) 2009(平成21) | (ク) 2015(平成27) | (ケ) 2019(令和元) |
| (コ) 厚生年金       | (サ) 基礎年金       | (シ) 国民年金      |
| (ス) 報酬比例年金     | (セ) 名目額        | (ソ) 実質額       |
| (タ) 再評価額       | (チ) 物価         | (ツ) 賃金        |

問題2. 次の(1)～(5)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 6点、(2) 6点、(3) 6点、(4) 6点、(5) 6点、(計30点)

- (1) 確定給付企業年金法施行規則第50条第4号イにおいて加入者数の大幅変動は財政再計算の該当事由になると定められているが、「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」に記載されている、掛金率の洗い替えや基礎率の洗い替えを行わなくても良いとする例示を3つ簡記しなさい。
- (2) 積立上限額の算出基礎となる数理債務の算定には、どのような基礎率を用いるか。①予定利率、②予定死亡率、③その他の基礎率に分けて簡記しなさい。
- (3) 「IAS19に関する数理実務基準」の第11項「比例性」では、『第9項「専門家としての合理的な判断」②(比例性の原則)の適用にあたって、会員は、重要性を考慮する。数理上の仮定又は方法を提示するにあたって、会員は、本専門業務に与える影響に応じて、それらの精緻さの程度を判断する。』とされている。当該実務基準において、会員の専門家としての合理的な判断に基づいて行うことを前提としている例示を3つ簡記しなさい。
- (4) 「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」第20項では、退職給付制度間の移行または制度の改訂により、退職給付債務が増加または減少する場合として考えられるものが3つ規定されている。当該3つの内容について簡記しなさい。また、当該3つのそれぞれが「退職給付制度の終了」または「過去勤務費用」のいずれに該当するかの区分について簡記しなさい。
- (5) 退職給付見込額の期間帰属方法として「期間定額基準」を採用し、「全勤務期間」を「給付額の計算の基礎として用いられる期間」と考えた場合に除外すべき期間の例を3つ簡記しなさい。

## 【 第Ⅱ部 】

問題3. 次の(1)～(5)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 1点、(2) 3点、(3) 2点、(4) 2点 (5) 2点 (計10点)

A社の営業担当者である担当者Xは、2021年3月31日時点におけるA社の確定給付企業年金制度の財政決算結果を報告するにあたり、準備を進めているところである。2020年3月31日における財政決算の諸数値は以下のとおりである。

2020年3月31日時点の財政決算の諸数値 (金額単位: 百万円)

数理上資産額 (時価)	30,000
責任準備金	27,000
別途積立金	3,000
数理債務	25,000
財政悪化リスク相当額	6,000
特別掛金収入現価	0
リスク対応掛金収入現価	0

- ・ 財政悪化リスク相当額は2019年3月31日時点の財政再計算にて標準算定方法で算定しており、それ以降、2021年3月31日まで財政再計算は実施していない。

- (1) 2021年3月31日時点の財政決算において、数理上資産額(時価)は34,000百万円、数理債務は26,000百万円であった。当該時点における、責任準備金と別途積立金を計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。
- (2) 継続基準の財政検証において、2020年3月31日時点と2021年3月31日時点の積立水準を比較して、担当者XがA社へ説明すべきポイントとして考えられる内容を簡記しなさい。(積立水準など、具体的な数値を示すこと)
- (3) 担当者XはA社からの質問に備えるため、継続基準上の余裕幅を検証することとした。2021年3月31日時点の財政決算における継続基準の財政検証において、数理債務は(1)と同様26,000百万円であるとして、特別掛金の設定が必要とされない最小の数理上資産額(時価)を計算しなさい。なお、許容繰越不足金は責任準備金の15%で設定している。また、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。

- (4) A社に対して、リスク対応掛金について説明するにあたり、2021年3月31日時点における、リスク対応掛金収入現価の最大設定額を計算しなさい。2021年3月31日時点における財政悪化リスク相当額のうち、価格変動リスクは7,000百万円、負債変動リスクは数理債務の10%であるとする。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。
- (5) (4)において、リスク対応掛金を設定するにあたっての留意点を退職給付会計上の観点から簡記しなさい。なお、A社はIFRSを適用しているものとする。

**問題4.** 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること（(1)および(2)ともに、それぞれ2枚以内）。必ず指定枚数以内の解答にとどめること。]

各20点（計40点）

(1) 確定給付企業年金における最低積立基準額は計算方法が難解であるとの指摘がある。最低積立基準額の計算を要する場面を目的とともに具体的に記載し、現在の法令等に定める計算方法について、是とする理由・非とする理由の双方を挙げた上で、自身は是非のいずれと考えるのか所見を述べなさい。なお、リスク分担型企業年金の考慮は不要である。

(2) 公的年金制度である厚生年金と国民年金では、少なくとも5年ごとに財政検証が行われ、財政収支の将来見通しや給付水準の一指標である所得代替率の将来見通しが公表されている。近年の財政検証において用いられている数理モデルでは、専門機関が作成した日本の将来推計人口や労働参加の見通しを前提として、これと整合的になるよう公的年金の被保険者数を推計し、さらに年金事業に関する諸前提や物価変動率・賃金変動率などの経済前提を仮定して、財政収支を見積もるアプローチが採用されている。

図表1は2014年と2019年に実施された財政検証について、諸前提を比較したものである。

また、図表2は2014年財政検証から2019年財政検証にかけての所得代替率の変化の要因を分析したものである。

これらの資料を踏まえて、次の①～③に答えなさい。

- ① 2014年財政検証から2019年財政検証にかけて出生率の前提の変更が所得代替率の上昇に寄与していると考えられる。出生率の前提の変更が所得代替率の上昇に寄与する理由について、「被保険者数」「受給者数」という語を用いて説明しなさい。
- ② 2014年財政検証から2019年財政検証にかけて、実質賃金上昇率の前提の変更が所得代替率の低下に寄与していると考えられる。実質賃金上昇率の前提の変更が所得代替率の低下に寄与する理由について、「年金額改定率」「保険料収入」という語を用いて説明しなさい。
- ③ 財政検証で公表される将来見通しにおける、将来に関する前提条件や仮定の望ましい設定のあり方に関して、将来の不確かさへの対処の観点から所見を述べなさい。

図表1 2014年財政検証と2019年財政検証の諸前提の比較

要因		2014年検証 【ケースA～E】	2019年検証 【ケースI～III】	変化
足下の実績	被保険者数	6,635万人(2014年度) → 6,521万人(2017年度)	6,722万人(2014年度) → 6,743万人(2017年度)	増加
	物価上昇率 (2014～2018年平均)	2.4%	1.0%	低下
	実質賃金上昇率 (2014～2017年度平均)	▲0.2%	▲0.6%	低下
	スプレッド (2014～2017年度平均)	▲0.4%	4.5%	上昇

将来の仮定 (前提条件)	人口要素	出生率 (中位推計)	(2010年実績) 1.39 → (2060年) 1.35	(2015年実績) 1.45 → (2065年) 1.44	高く設定
		平均寿命 (中位推計)	(2010年実績) (2060年) 男 79.55年 → 84.19年 女 86.30年 → 90.93年	(2015年実績) (2065年) 男 80.75年 → 84.95年 女 86.99年 → 91.35年	長く設定
	経済要素	就業率	(2012年実績) 56.5% → (2030年) 58.4%	(2017年実績) 58.8% → (2040年) 60.9%	高く設定
		実質賃金 上昇率	(2014年度) ▲1.6% → (2019年度) 1.8% → (2023年度) 2.1%	(2019年度) 0.4% → (2023年度) 1.2% → (2028年度) 1.3%	低く設定
			(2024年度以降) 2.3%～1.3%	(2029年度以降) 1.6%～1.1%	低く設定
		スプレッド	(2014年度) 0.3% → (2019年度) ▲0.2% → (2023年度) 0.8%	(2019年度) 0.6% → (2023年度) ▲1.2% → (2028年度) ▲0.7%	低く設定
	(2024年度以降) 1.1%～1.7%		(2029年度以降) 1.4%～1.7%	同程度	

注：スプレッドとは、賃金上昇率を上回る運用利回りである。

【出典】厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し－2019(令和元)年財政検証結果－」を一部改変

図表2 所得代替率の見通しの変化の要因分析

		所得代替率		
		計	基礎年金部分	報酬比例部分
2014年財政検証ケースE		50.6%	26.0%	24.5%
変化の要因	人口の前提の変更及び実績との相違	+2.0ポイント	+1.3ポイント	+0.7ポイント
	労働参加の前提（就業率等）の変更及び実績との相違	+0.4ポイント	-0.0ポイント	+0.4ポイント
	雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合等の変更	+2.4ポイント(*)	+2.2ポイント	+0.2ポイント(*)
	積立金の初期値の変更	+0.9ポイント(*)	+0.9ポイント	+0.0ポイント(*)
	物価上昇率・実質賃金上昇率の前提の変更及び実績との相違、スプレッドの前提の変更	-4.4ポイント(*)	-3.9ポイント	-0.6ポイント(*)
	その他	-1.1ポイント	-0.4ポイント	-0.7ポイント
2019年財政検証ケースIII		50.8%	26.2%	24.6%

注：(\*)印は、技術的な理由により、影響が小さく現れていると考えられる。

【出典】社会保障審議会年金数理部会「令和元(2019)年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)」に基づき作成

以上